公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２３６号
札幌市中央区南８条西３丁目７番地　ＮＣガーデンハイム502号
債務者　布施　敦子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０８号
北海道石狩郡当別町若葉6551番地
債務者　長尾　貴幸
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４２号
札幌市清田区真栄１条２丁目１番６―601号
債務者　三影　絵理（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４４号
北海道石狩市花川南３条２丁目25番地
債務者　三浦　　訓
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３５１号
札幌市北区屯田５条９丁目８番３号
債務者　デニス彩加（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４２６号
札幌市北区篠路４条５丁目１番７号　４条プラザ202号
債務者　今井　貴敏
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７１号
札幌市中央区南６条西13丁目１番７号　セシアスブルー202号
債務者　内田美恵子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４７２号
札幌市西区山の手２条10丁目１番20号　山の手南クラブ201号
債務者　沼田恵理子（旧姓奥山・竹内）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９２号
札幌市北区あいの里１条４丁目21番16号　グレースあいの里101号
債務者　工藤　麻美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１４号
札幌市東区伏古５条２丁目１番29号　佐藤ハイツ
債務者　伊原　康子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４１号
北海道江別市野幌代々木町79番地　改Ｂ二41―12
債務者　山中　泰史
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４７号
札幌市西区琴似１条７丁目２番17―203号
債務者　藤井　栄子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５７３号
札幌市豊平区平岸１条１丁目６番19号　Ｉ．Ｅ平岸202号
債務者　齊藤　　学
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２８号
群馬県前橋市朝倉町２丁目12番地　ＲＥ―104号
債務者　小谷野昌彦
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９３号
群馬県伊勢崎市連取町2171番地１　第１関口ハイツ３
債務者　矢島　勝弘
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９４号
群馬県前橋市朝日町３丁目33番８―406号
債務者　佐藤　君江
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係